



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

第8回企業法務セミナーにご参加ありがとうございました



去る5月23日、山下江法律事務所主催第8回企業法務セミナー「職場を原因とするうつ病と会社の責任～メンタルヘルスについて～」が、おかげさまで約50人の参加者を迎え無事終了しました。

今回の講師は、所長の山下江が務め、具体的事案を取り上げながら、民事上の会社の責任、労働災害補償責任、セクハラ・パワハラによるうつ病、メンタルヘルスケア、事後の対策など

について説明していきました。参加者の多くの方から「大変参考になった」との高い評価を得られました。

次回は9月26日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



第8回企業法務セミナー (2013/5/23)

弁護士 ON・OFF 第19回

弁護士 新名内 沙織

先日、父の実家の田植えを手伝ってきました。田植えといっても、現在では田植え機があるので、手で植えなければならない所はほとんどありません。ですが、この田植え機を扱うのが意外と難しいのです。

まっすぐ植えているつもりでも、田んぼのぬかるみでハンドルを取られて蛇行してしまいますし、Uターンの前に稲を植える装置を上げたり下げたりなど、操作しなければならない部分もたくさんあります。手動式(紐を思いっきり引っ張るタイプ)のエンジンをかけるだけでも、力のない私には一苦労です。

見本のために父が植えたまっすぐな列の横に、ガタガタな苗の列が続いているのを見て少し残念な気持ちになりましたが、慣れない機械を扱うのもおもしろく、いつかはまっすぐ植ええられるよう

に、今後も毎年手伝っていこうと決意しました。

秋に沢山のお米を収穫するためには、田植えの後、ただほったらかしておいていい訳ではなく、生えてくる雑草を刈ったり、田の水量を管理したりなどの作業を継続していく必要があります。仕事の面でも、将来をより実りのあるものにするため、日々研鑽をつんでいきたいと思います。



我が家の水田



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第19回

製造物責任法（PL法）について

概略

被害者が製造物の欠陥・損害・因果関係を立証すれば、メーカー側はその欠陥によって生じた損害を賠償する義務を負うとするものです。

不法行為法との違い

民法の不法行為法では、損害賠償を請求するためには、メーカー側の故意過失について、被害者が立証しなければなりません。しかし、被害者がメーカー側の従業員の故意過失を立証することは極めて困難です。被害者がメーカーの製品製作過程を調査しどこに過失があったかを知ることはほとんど不可能なことだからです。

そこで、PL法は、被害者救済の立場から、被害者は「故意過失」の代わりに、当該製品について「欠陥の存在」を立証すれば良いとしたのです。

製造物とは

PL法でいう「製造物」とは、製造又は加工された動産です。動産とは不動産以外の有体物ですから、不動産やエネルギー、サービスなど無体物は含まれません。また、野菜、水産物などの一次産品は加工されていませんから含まれません。ですから、これらはPL法の対象外です。

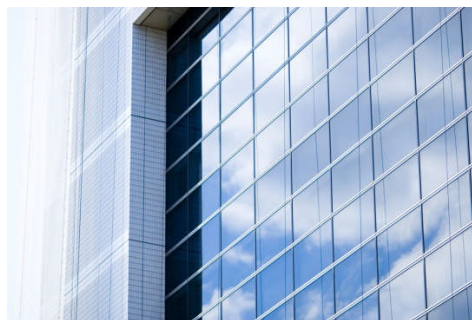
責任を負う業種

製造業、加工業、輸入業です。流通や販売

業には原則適用がありません。自ら当該製造物に製造業者として商号、商標等を表示したものなども含まれます。

損害賠償の対象

PL法の適用のある損害は、製品それ自体の損害ではなく、製品の欠陥により人の生命、身体又は財産に与えた損害です。製品それ自体の損害は民法の契約責任や不法行為責任で解決できるからです。



欠陥とは

法第2条では「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と規定されています。

欠陥には、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥の3種類があります。設計上の欠陥とは設計段階で安全性に対する配慮が足り無かった場合、製造上の欠陥とは設計通り製造されなかった場合、指示・警告上の欠陥とは事故発生の可能性や事故防止のための情報などを消費者に対して与えなかった場合を言います。



因果関係

PL法上の責任が発生するには、民法の不法行為と同じで、欠陥と生じた損害との間に、相当因果関係が存在することが必要です。相当因果関係とは、そのような欠陥があれば通常そのような損害が生ずるであろうと認められる関係です。因果関係の成否は、裁判上多くの製品事故において争われております。損害が発生した原因が当該欠陥ではなく他の問題であるとか、他の問題も含めて複合的に影響を与えているとかが争われるわけです。

免責事由

製造業者等が、当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関

する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったことを証明したときなどには、製造業者等は賠償義務を負うことから逃れることができます。

期間の制限

PL法に基づく損害賠償請求権は、被害者等が損害及び損害賠償義務者を知ったときから3年間行わないときは、時効消滅します。製造業者等が当該製造物を引き渡したときから10年を経過したときも同様です。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第19回 「アンテナ」

H. T

私の父は大のカーブ好きで、特に2軍の試合を観戦するのが好きです。休日には1人のんびり観戦に行くことも。娘の私はカーブどころか、スポーツ観戦自体そこまで興味がなく、テレビで父親が野球を見ていれば、容赦なくチャンネル変更を要求して、父親をしょんぼりさせるのが日常茶飯事でした。ところが、社会人になってからスポーツ観戦の機会が増えて、今ではユニフォームを着て観戦するほどの熱烈なカーブファンになりました。(父と野球の話で盛り上がることも♪) 最初は、下のほうの席で静かに応援をしていましたが、今では上のほうにある、応援団でにぎわう席でスクワット応援をしないと物足りません。勝敗も気になりますが、その場にいる全員で、喜びや悔しさを分かち合う一体感にすっかりやみつきになってしまいました。興味関心が

無いからと言って遠ざかるのではなく、そこに少し足を踏み入れてみれば、こんな風に新たな自分を発見できたり、趣味が広がったり、色んな発見があるんだなあと、積極的にアンテナを張ることの大切さを改めて感じました。今後も、好奇心のアンテナを張って、学びながら、楽しみながら、日々過ごしていきたいと思えます！



パフォーマンス席からの眺め



法律事情なう

◆企業法務セミナー開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非、ご活用ください。



・第9回：平成25年9月26日（木）

18:30～20:30

講師 副所長・弁護士 田中伸
“不正競争防止法って、なに？”

会場：広島パシフィックホテル（中区上八丁堀8-16）

受講料：顧問会社様 無料（複数名可）

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト（トップ>セミナー案内）をご参照ください。

◆FMちゅーピー「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～課外版」のご案内



山下江法律事務所所長の山下江が毎月第3水曜日18:30から、

紙屋町のウエストプラザビルで、座談会的法律相談を開催しています。

第4回：平成25年7月17日（水）

- ・交通事故に遭った時、弁護士に相談するメリット
- ・便利な弁護士費用特約

第5回：平成25年8月21日（水）

- ・バイクに乗せてもらった娘が事故で大けがを・・・
- ・保険金請求権の時効は

☞詳細は、当事務所サイト（トップ>お知らせ）をご参照ください。

◆「相続相談勉強会」を開催



名古屋で年間300件の相続相談をおこなっているロウタス法律事務所の弁護士、高橋恭司先生をお招きして、

弁護士と相続アドバイザーがそのノウハウを学びました。この成果を実践し、依頼者に満足していただく相続相談をしていきます。

◆「子育て応援イクちゃんサービス」に参加

「こども未来づくり・ひろしま応援隊」が実施する子育て応援の取り組み「子育て応援イクちゃんサービス」に参加しています。当事務所ではキッズスペースのある相談室もご用意しております。



◆刑事事件専門サイトオープン！

<http://www.hiroshima-keiji.com/>

広島の弁護士による 刑事事件相談
0120-7834-09
あなたの大切なご家族、ご友人が逮捕されてしまったら・・・
あなたのご相談ください
広島最大級の法律事務所
刑事事件の実績 1000件

刑事事件専門サイトをオープンしました。ご家族やご友人が逮捕されたり、ご自身に犯罪の嫌疑がかけられたり、不安な時は、一人で悩まず、当事務所にご相談ください。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652

電話受付：年中無休 7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応